

市制施行70周年事業

小田原 デジタル アーカイブ 募集要領

写真 募集

～ 貴重な小田原の写真や映像、歴史的資料などを
整理・保存・活用していきます ～



↑ ぶり定置網の引き上げ
(昭和初期頃)

↓ 小田原駅前通り
(昭和37年)



写真のテーマ

「昔の小田原」

または

「将来に残したい小田原」

風景、まちなみ

四季折々の自然

建物

市民の生活・文化

地域のお祭り など



↑ 小田原城天守閣復興の
ようす(昭和35年完成)

↓ 寺山神社の鹿島踊り
(昭和55年、根府川地区)



(問い合わせ) 小田原市役所 広報広聴課 (電話) 0465-33-1263

(1)「小田原デジタルアーカイブ」とは

小田原は今年（平成 22 年）市制 70 周年を迎えました。時代の移り変わりとともに、この小田原も姿を変えてきましたが、その時々には生きた人々の姿や生活、風景、まちなみなどは、今もなお私たちの心に深く刻まれています。また、小田原は長い歴史のなかで、先人たちより受け継がれた貴重な歴史的・文化的資産や地域の文化が多く残っています。

そうした小田原の記憶や歩みとも言うべき、貴重な写真や映像、歴史的資料などを、市民の皆さんや民間事業者の皆さん、行政などから継続的に広く収集し、デジタル化して保存・整理していくことで、劣化・散逸・消滅の危機から守り、次世代へと引き継いでいこうとするものです。

収集した資料などは、ホームページや広報紙、情報誌など使って市民の皆さんと共有し、ふるさとへの思いや地域のきずなを再認識するとともに、小田原の魅力を市内外に広く情報発信していきます。

市制 70 周年を機にスタートするこの事業は、一朝一夕にはできません。市民の皆さんとともに時間をかけて育てていき、これまでの小田原の歴史を、今歩んでいる小田原の姿を 50 年・100 年先の“小田原の未来”へと引き継いでいきたいと考えています。

(2) 募集素材

当面の募集素材は、「写真」のみとします。

- ・写真の種類は、「デジタル写真」または「プリント写真（ネガは不可）」とします。
- ・デジタル写真の場合、データは J P E G 形式、容量は 3 メガバイト程度とし、加工・編集（リサイズは可）されたものはご遠慮ください。
- ・プリント写真の場合、大きさは原則、四切ワイド（254mm×365mm）までとしますが、それ以上の場合は、別途ご相談ください。
- ・プリント写真は、デジタル化した後ご返送します。

(3) 活用方法

- ・お寄せいただいた写真は、当該事業の基礎資料とします。
- ・写真は広報広聴課で選定のうえ、来年度以降、市ホームページ上での公開を予定しています。また、広報紙や刊行物等に掲載させていただく場合があります。

(4) 応募資格

小田原を愛する方なら、どなたでもご投稿いただけます。

(5) 募集テーマ

「昔の小田原」または「将来に残したい小田原」

（風景、まちなみ、四季折々の自然、建物、市民の生活・文化、地域のお祭りなど）

(6) 募集期間

いつでもご投稿いただけます。

(7) 募集方法

■ デジタル写真の場合

- ① 下記メールアドレスから、応募写真1枚ごとに下記の「必要事項Ⅰ」と、「必要事項Ⅱ」を書いて、「デジタル写真」を添付のうえ、送信してください。なお、メールのタイトルは、「アーカイブ投稿写真」としてください。

メールアドレス：archive@city.odawara.kanagawa.jp

【必要事項Ⅰ】 作品情報（※掲載の際に公開される情報です。）

1. 氏名またはペンネーム【必須】
2. 写真のタイトル【必須】 ※全角15文字以内
3. 写真にまつわるコメント【任意】 ※全角50文字以内
4. 撮影日【必須】 ※○年○月○日または○年頃
5. 撮影場所【必須】

【必要事項Ⅱ】 小田原市広報広聴課からの問い合わせ先

（※以下の情報は、公開しません。）

6. 投稿者氏名【必須】
7. 投稿者住所【必須】
8. 投稿者電話番号【必須】

- ② 電子申請の場合は、小田原市ホームページ・右メニューの「電子申請・届出」から、投稿してください。

■ プリント写真の場合

応募写真1枚ごとに、別添の応募用紙に必要事項を書き、プリント写真を添えて、小田原市広報広聴課に直接持参または郵送してください。

※応募用紙は、市役所（行政情報センター）、支所・連絡所、タウンセンターにあります。市ホームページからもダウンロードできます。

（郵送先）

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市広報広聴課「小田原デジタルアーカイブ」募集係

(8) 応募にあたっての注意事項

応募される方は、以下の①～⑤の事項に同意のうえ、写真を投稿してください。投稿されたことをもって、①～⑤の事項に同意したものとみなします。

① 写真について

次に該当する写真は受け付けをお断りします。また、応募があった場合でも掲載等を行いません。

- 小田原市外で撮影されたもの

- 被写体の許諾を得ていないなど、被写体の肖像権を侵害するおそれのあるもの（特に、お子さまの場合は、保護者の許諾が必要です。）
- 被写体の個人情報特定されるおそれのあるもの
- 政治性のあるもの
- 公の秩序、善良な風俗に反するもの、または反するおそれのあるもの
- 営利を目的とする意図を持つもの、または持つおそれのあるもの
- 宗教の普及活動の意図を持つもの、または持つおそれのあるもの
- 法令等に違反するもの、または違反するおそれのあるもの
- 上記のほか、掲載が適切でないと市が判断したもの

②著作権・肖像権等について

- 掲載された写真の著作権は、投稿者（撮影者）が所有していますが、市は、ホームページ（「小田原デジタルアーカイブ」以外のページも含む）での公開や広報紙、刊行物などへの掲載について、応募写真を無償で使用する権利を保有するものとします。
- 被写体に係る肖像権等について、第三者の許諾等が必要となる場合には、投稿者の責任において当該承諾等を得るものとします。
- 投稿写真について、著作権侵害、肖像権侵害等に係る紛争等が生じた場合には、投稿者自身の責任において当該紛争等を解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

③掲載について

- ホームページでの公開や刊行物等への掲載可否、掲載刊行物、掲載時期等は、広報広聴課で判断させていただきますので、ご了承ください。
- 掲載等にあたり、投稿者への連絡・確認は行いません。また、使用期間に期日は設けません。
- 写真のサイズや明るさなどを調整させていただく場合があります。

④写真の破損等について

- 送付中の事故や破損については、その責任を負いかねます。
- 応募写真の取り扱いには十分注意いたしますが、万一の事故に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。

⑤個人情報の取り扱いについて

応募にあたり、記載いただいた個人情報は、厳正な管理下で取り扱うものとし、応募内容に関するお問い合わせや作品の返却など、当該事業の運営に必要な範囲でのみ使用します。

(問い合わせ)
小田原市広報広聴課
電話 0465-33-1263